

一般社団法人神奈川県建築士会・女性委員会規程

平成25年8月7日 制定

平成25年12月10日 理事会承認

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人神奈川県建築士会（以下「本会」という。）定款第41条第2項及び定款細則第13条に基づき設置された女性委員会（以下「委員会」という。）の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(他の法令との関連)

第2条 この規程に定めのない事項は、本会定款、定款細則及び諸規程の定めるところによる。

(業務)

第3条 委員会は、定款細則第13条第2項に規定する活動委員会として、次の各号に規定する事項を業務とする。

- (1) 女性建築士の資質と技術向上のため研さんを深める
- (2) 女性建築士相互の連携と親睦を図る
- (3) 女性建築士の抱える問題点について共通の理解を持ち、地位の向上に努める
- (4) 士会における活動を通じて、未加入女性建築士の加入促進を図る
- (5) 社会に貢献する活動を行い、社会一般に女性建築士の認識を深める
- (6) その他、本委員会の運営に必要と認められる事項

(構成)

第4条 委員は、会長が委嘱する。

- 2 委員の任期は2年とする。
- 3 委員選出は本人の参加意思によるもののほか、支部長、委員長による推薦による。

(人事)

第5条 委員会には委員長を1名置く事とし、委員のうちから互選により選任する。

- 2 委員長は、委員の中から副委員長、会計、その他、委員会運営上必要な役職を創設し、若干名を置く事ができる。選出は委員長の指名、または委員会の承認による。
- 3 委員長は、会議の議長となり、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたるときは、その職務を代行する。
- 5 第1項の役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 委員会は、概ね毎月1回開催する。

- 2 委員長は、適当と認める者に対して、オブザーバーとして会議への出席を依頼し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(議事録)

第7条 委員会の審議については、その経過及び結果の概要を記録した議事録を作成する。

2 議事録は、委員が交代で作成する。

(委員会内の組織等)

第8条 委員会には、必要に応じて、部会等（以下「部会」という。）を設置することができる。

- 2 委員長は、委員会で審議した上で、新たに部会を設置することが適当であると認めたときには、担当理事と協議の上で、部会を設置することができる。
- 3 部会の委員は、委員会の委員から選出する。ただし、必要があるときは本会の会員または会員外の専門家等を委員に加えることができる。
- 4 部会にはその職務を統括する部会長を配置し、各々の役割を統括する。
- 5 部会の活動に必要な費用は、委員会予算に計上できるものとする。
- 6 委員長は、その他運営等について必要な事項を別に定めることができる。

(委員会の計画)

第9条 委員長は、指定された時期までに、翌年度の事業計画及び予算案を理事会に提出しなければならない。

(委員会の報告)

第10条 委員長は、毎年3月末までに、その年度の活動報告を理事会に提出しなければならない。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、委員会で審議した上で決議する。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、委員会による承認とする。

附則

- 1 この規程は、平成25年12月10日から施行する。